

2020年（令和2年）5月27日

保護者の皆様へ

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

国の緊急事態宣言解除に伴う逗子市立小・中学校の学校再開について（通知）

日頃より本市の教育行政にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

また、令和2年4月8日より継続している新型コロナウイルス感染拡大防止のための一斉臨時休業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関わり、国は令和2年5月25日に神奈川県を含む首都圏1都3県と北海道に対する緊急事態宣言を解除しました。

逗子市教育委員会は、令和2年5月25日付けの通知のとおり、令和2年5月31日までは、逗子市立小・中学校の一斉臨時休業を継続し、6月1日より感染防止策を講じたうえで、段階的に学校を再開していきます。6月1日以降の時程等については、各学校からご連絡いたします。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスが完全に消滅したわけではありません。引き続き、お子様の健康状態の把握とともに、登校前の検温、十分な手洗い・うがい、マスクの着用、換気等の新型コロナウイルス感染予防対策をされるようお願いいたします。

問い合わせ

学校教育課長 すぎやま 杵山

電話 046-873-1111

（内線 515）